

要 望 書

【令和2年11月】

福 島 県 水 道 協 会
会 長 岡 部 光 徳

目 次

I. 震災・原発事故からの復興・再生に関する要望	2
II. 令和3年度水道施設等整備費等に関する要望	5
【参考】平成30年度末市町村別水道普及率一覧	11

要 望 書

我が国に未曾有の被害を生じさせた東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から9年8ヶ月が過ぎる。

この間、帰還困難区域を除く避難指示区域が解除され、残る帰還困難区域も「特定復興再生拠点区域」の整備が進んでおり、本年3月にはその一部区域で避難指示が解除されるなど、当県復興は着実に進んでいる。

一方、当県復興の前提となる福島第一原子力発電所の廃炉は、30年以上の年月を要し、さらに今後は、燃料デブリの取り出しといった前例のない、極めてリスクの高い作業が控えており、決して予断を許す状況にはない。

さらに、原発事故によって飛散した放射性物質は、現在もあらゆる分野に風評を含めた被害を生じさせており、いまだ水道水のモニタリング検査を必要としている。

また、我が国の水道は、98%を超える高普及率を達成し、普及率のみならず、その水質の良さ、漏水率の低さなど完成度の高い、主要先進国の中でも1、2を争う高度なシステムを確立した世界に誇る水道事業であり、我々の社会経済活動を支える重要な社会基盤施設となっている。

しかしながら水道を取り巻く状況は、本格的な人口減少社会の到来による水需要の低迷、それに伴う料金収入の減少、老朽化した施設の更新・改良、安全な水質を保つための対策、そして自然災害に備えた危機管理体制の強化といった多くの課題を抱えており、とりわけ、頻発する豪雨等自然災害に備えた、災害に強い水道の構築は喫緊の課題である。

ついては、当県の復興・再生と当県水道事業のさらなる発展に向け、次の事項の実現を強く要望する。

I. 震災・原発事故からの復興・再生に関する要望

1. 改正福島復興再生特別措置法に基づく当県復興の加速化

原子力災害からの復興・再生のさらなる加速に向け、改正福島復興再生特別措置法(以下、「改正福島特措法」)に定められた移住等の促進や営農再開の加速化、福島イノベーション・コースト構想のさらなる推進に向けた取組みなど、多岐にわたる課題に対し、国が一体となって総合的な施策を推進すること。

2. 復興財源の確実な確保

- (1) 当県の復旧・復興事業が終了するまでの間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税の減収分に対して、震災復興特別交付税により確実に措置すること。
- (2) 当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を図るための農業基盤整備等を重点的に進めるため、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源(復興特別会計)を十分に確保すること。

3. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 処理水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い廃炉作業に向け、東京電力に対し、地震・津波対策を含めた設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組みに対する現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること。
- (3) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

- (4) 東京電力に対し情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、風評払拭・不安の解消に努めるよう指導するとともに、国としても取り組むこと。
- (5) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び事業者の責任において、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。
- (6) トリチウム等放射性物質を含んだ処理水の処分方法については、「福島ありき」、「スケジュールありき」ではなく、これまで聴取した意見を十分に踏まえ、科学的根拠に基づいた国民の理解が広く得られる最適な処分方法を決定すること。また、処分方法の決定にあたっては、実行性のある風評対策を講じること。

4. 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた諸課題解決

福島第二原子力発電所の廃止措置に伴う使用済み燃料の処分にあたっては、全量県外搬出とするよう東京電力に強く働きかけるとともに、原子力政策を進めてきた国の責任として、廃炉に係る諸課題解決に事業者と共に積極的に取り組むこと。

5. 風評払拭及び風化防止対策の強化

風評払拭及び風化防止に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に対する正確な情報発信をさらに強化すること。

特に、一般消費者や流通業者等に対し、緊急時環境放射線モニタリングの検査体制や検査結果など、県内農林水産物等の安全性に関する情報の周知徹底を図ること。

また、改正福島特措法に基づき、当県農産物等に対する輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働きかけを強化するとともに、風評対策に取り組む事業者の設備投資や雇用の確保を支援する税制優遇措置を講じること。

6. 森林除染の推進

県土の約7割を森林が占める当県にとって森林除染は、復興・再生を図るうえで不可欠な工程である。ついては、森林は水源でもあり、飲料水に対する不安を払拭するためにも、「ふくしま森林再生事業」をはじめとした各種復興施策について、現在の対象地域において制度を継続し、中長期的な予算を確保すること。

7. 河川、湖沼等の除染の推進

環境回復の観点から河川、湖沼、ダム・ため池（農業用を除く）を除染対象に位置付けること。なお、農業用ため池等の放射性物質対策事業については、実施可能季節が限られること、また、放射性物質への懸念などにより仮置き場の確保や地元調整に時間を要し、事業が立ち遅れたことから、令和3年度以降も事業が完了するまで必要予算を確保すること。

8. 水道事業者等の損害に対する確実な賠償の実施

水道事業者等が被った損害（水道使用量の減少に伴う逸失利益等々）や放射性物質検査などに伴う職員の超過勤務手当などについて、最後まで確実に賠償するよう、東京電力に対し指導すること。

9. 水道施設の激甚災害法の適用

昨年の東日本豪雨や本年の7月豪雨など近年頻発する豪雨災害では、水道施設も甚大な被害を受け、また、東日本大震災の影響によって新たな大規模地震の発生も、現在、憂慮されている。

それら水道施設の被害に対し、災害が激甚災害に指定された場合は、通常災害復旧事業の国庫補助より補助率が嵩上げされる措置が講じられているが、水道施設は、地域住民の生命と健康に直結する施設であるので、下水道施設と同様に公共土木施設に該当させ、激甚災害法を適用させること。

Ⅱ. 令和3年度水道施設等整備費等に関する要望

1. 水道施設等整備事業の着実な実施

当縣市町村における簡易水道等施設整備費国庫補助事業及び生活基盤施設耐震化等交付金事業を着実に実施できるよう要望額の満額確保を図ること。

※令和3年度当縣市町村における要望額は、8頁以降の簡易水道施設整備事業計画(国庫補助)及び生活基盤施設等耐震化交付金事業計画(水道施設)のとおりである。

2. 統合後の旧簡易水道事業における国庫補助事業採択要件の緩和

簡易水道等施設整備費国庫補助制度の見直しにより簡易水道事業の統合が進められたが、多くの事業体では、地理的条件などによりハード面の統合ができず、事業認可上の統合(ソフト統合)のみとなっており、国が意図していた経費削減等の効果は望めず、経営の効率化や財政基盤の強化につながっていない。

また、現行の国庫補助採択要件では、統合される簡易水道地区における国庫補助事業の導入は極めて困難である。

については、水道施設を計画的に更新し、安全で安定した水道水の供給を行うため、統合後の旧簡易水道事業においても従前の簡易水道事業国庫補助採択要件を継続適用できるよう要件の緩和を図ること。

3. 簡易水道を統合した統合上水道に対する地方財政措置

簡易水道等施設整備費国庫補助制度の見直しにより簡易水道事業の統合が進められたが、上水道事業へ統合されると一般会計操出や交付税措置が制限されることとなる。

また、統合した旧簡易水道事業に対する高料金対策の激変緩和措置はあるが、時限的であり、統合先の事業経営を圧迫しているところがある。

については、次の措置を講じること。

- ① 統合上水道について、簡易水道事業と同等の操出基準とすること及び簡易水道事業債の元利償還金と同等の交付税措置を行うこと
- ② 統合上水道の旧簡易水道施設に対する操出基準について、地方単独事業も対象とするよう要件を緩和すること
- ③ 統合上水道の旧簡易水道施設について、過疎・辺地対策事業債の対象事業に追加すること
- ④ 統合上水道の旧簡易水道事業の高料金対策に要する操出金については、統合後6年目以降も減額することなく継続するとともに、11年目以降も継続できるようにすること

4. 特定簡易水道事業に対する「国庫補助事業」及び「生活基盤施設耐震化等交付金事業」の適用拡充

簡易水道等施設整備費国庫補助制度の見直しにより統合等の対象とされた簡易水道で、様々な事由により統合できなかった簡易水道は、特定簡易水道と位置付けられ、国庫補助事業の対象外とされた。また、その後、創設された生活基盤施設耐震化等交付金事業でも適用対象外とされている。

しかしながら、特定簡易水道も給水区域内住民にとって、不可欠なインフラ施設として今後も事業を継続していくものであり、近年頻発する自然災害等に備えた施設整備が必要であることは、他の水道施設と変わらないことから、特定簡易水道を対象とした新たな国庫補助制度を創設するとともに、生活基盤施設耐震化等交付金事業の適用対象とすること。

5. 公営企業会計の適用拡大における弾力的運用等

簡易水道事業は、住民生活にとって必要不可欠なサービスであるが、当県町村のように住居が散在し、積雪寒冷などの地理的条件の下では、企業性が低く独立採算による運営が難しい状況にあることから、公営企業会計の適用拡大にあたっては、それぞれが抱える実情を考慮し、弾力的な運用を図るとともに、地方自治体の負担を軽減するため、技術的な支援や財政支援措置を拡充すること。

6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の再実施

水道事業を営む市町村の多くは、起債を主な財源に施設の整備拡充を行っているが、その元利償還金は大きな負担であり、特に、過去に借り入れた高金利既往債がその負担を一層大きくしている。

これまで政府資金並びに旧・公営企業金融公庫資金の繰上償還に係る補償金を免除する特例措置が2度講じられ、また、平成25年度には東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行が認められたが、対象となる資金は年利4%以上の旧・公営企業金融公庫資金のみと限定的であったことから、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、次の措置を講じること。

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を再度実施するとともに、実施にあたり次の要件の緩和・手続きの簡素化を図ること。

- ① 許可要件となっている資本費等の要件を緩和すること
- ② 年利率5%未満の企業債についても対象とすること
- ③ 制度活用にあたって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きを簡素化すること

(2) 財政融資資金についても、東日本大震災及び原子力災害の特定被災地方公共団体を対象とした補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとする特例措置を設けること。

(3) 公営企業借換債制度を再度実施すること。

7. 小規模専用水道施設の設置に対する財政支援

広大な県土を有し、中山間地に小規模な水道施設が散在する当県は、国が目指す事業統合による広域化が推進しにくい状況にある。

人口減による水需要の低下、それに伴う料金収入の減少など、水道事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、平坦地域に比べ布設条件が極めて悪い中山間地では、費用対効果と受益者負担等を考慮すれば、これまで同様、公営水道の区域拡張を図っていくことは難しくなりつつある。

このような中、当県中山間地の町村では、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、高コストな区域拡張からの転換を図るため、独自の財政支援制度により小規模専用水道の設置を推進しているところがあり、水道事業の広域連携や官民連携のメリットが働きにくい中山間地域にとって小規模専用水道設置は、公衆衛生向上に大きく寄与する有益な方策の一つと捉えることができる。

については、本格的な人口減少社会の到来する中、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、地域の実情に応じた持続可能な水道の構築に向け、小規模専用水道施設の設置に対する財政支援を講じること。

令和3年度簡易水道等施設整備国庫補助事業計画

(単位：千円)

区分	市町村名	地区名	事業名	令和3年度要望額	
				国庫補助基本額	国庫補助額
生活基盤近代化事業	中島村	中島地区	基幹改良	7,183	1,795
	平田村	沢目木地区	基幹改良	9,800	3,267
2村・2件				16,983	5,062

※令和2年8月時点 福島県水道協会調べ

令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業計画

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	令和3年度要望額	
			交付基本額	交付要望額
福 島 市	簡易水道再編推進事業	簡易水道統合整備事業	55,000	13,750
	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	老朽管更新事業	12,650	4,216
		老朽管更新事業 (タタタイル鑄鉄管)	418,396	104,599
会津若松市	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	老朽管更新事業	181,399	60,466
	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	74,692	18,673
いわき市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	270,875	67,718
須賀川市	緊急時給水拠点確保等事業費 基幹水道構造物の耐震化	西川浄水場改築事業	181,608	60,536
喜多方市	水道未普及地域解消事業	飛 地 区 域	60,000	24,000
二本松市	水道未普及地域解消事業	区 域 拡 張	30,000	12,000
伊 達 市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管整 備事業(石綿セメント 管更新)	100,100	25,025
本 宮 市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	60,000	20,000
国 見 町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	配 水 池	9,000	2,250
		重要給水施設配水管 整 備 事 業	70,740	17,685
川 俣 町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	4,459	1,486
大 玉 村	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	75,000	25,000

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	令和3年度要望額	
			交付基本額	交付要望額
南会津町	生活基盤近代化事業	基幹改良（南郷）	22,500	9,000
		基幹改良（中部）	67,500	27,000
	簡易水道再編事業	統合簡易水道（静川）	66,500	26,600
北塩原村	簡易水道再編事業	簡易水道統合整備	106,600	35,533
磐梯町	生活基盤近代化事業	基 幹 改 良	24,000	7,200
会津坂下町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	45,000	12,000
柳津町	生活基盤近代化事業	増 補 改 良	37,000	14,800
金山町	簡易水道再編事業	統合簡易水道	63,300	25,320
	水道未普及地域解消事業	区 域 拡 張	36,911	14,764
棚倉町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	161,800	40,450
鮫川村	水道未普及地域解消事業	区 域 拡 張	36,195	14,478
19市町村・26件			2,271,225	684,549

※令和2年8月時点 福島県水道協会調べ

平成30年度 市町村別水道普及率一覧 【平成31年3月31日 現在】

市	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	福島市	286,739	283,529	98.9%	相馬市	37,669	36,607	97.2%
	会津若松市	119,876	115,118	96.0%	二本松市	55,725	48,071	86.3%
	郡山市	331,388	321,564	97.0%	田村市	36,227	20,302	56.0%
	いわき市	340,916	332,974	97.7%	南相馬市	53,796	45,529	84.6%
	白河市	59,883	57,814	96.5%	伊達市	59,674	54,316	91.0%
	須賀川市	75,853	69,798	92.0%	本宮市	30,571	29,793	97.5%
	喜多方市	46,785	41,653	89.0%	計	1,535,102	1,457,068	94.9%

町 村	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	桑折町	11,748	11,226	95.6%	塙町	8,463	6,466	76.4%
	国見町	8,968	8,903	99.3%	鮫川村	3,144	1,712	54.5%
	川俣町	13,180	10,748	81.5%	西郷村	20,398	20,069	98.4%
	大玉村	8,954	8,587	95.9%	泉崎村	6,263	5,317	84.9%
	鏡石町	12,289	11,864	96.5%	中島村	4,848	4,683	96.6%
	天栄村	5,285	5,069	95.9%	矢吹町	16,987	15,999	94.2%
	下郷町	5,307	4,655	87.7%	石川町	14,827	11,372	76.7%
	檜枝岐村	559	559	100.0%	玉川村	6,524	5,321	81.6%
	只見町	4,196	3,790	90.3%	平田村	6,030	3,059	50.7%
	南会津町	14,878	14,522	97.6%	浅川町	6,181	6,106	98.8%
	北塩原村	2,596	2,533	97.6%	古殿町	4,855	4,665	96.1%
	西会津町	5,885	4,583	77.9%	三春町	17,623	15,556	88.3%
	磐梯町	3,429	3,401	99.2%	小野町	9,807	4,813	49.1%
	猪苗代町	13,987	13,698	97.9%	広野町	3,916	0	—
	会津坂下町	15,482	14,590	94.2%	檜葉町	0	0	—
	湯川村	3,070	3,064	99.8%	富岡町	0	0	—
	柳津町	3,214	3,052	95.0%	川内村	1,907	262	13.7%
	三島町	1,515	1,430	94.4%	大熊町	0	9,000	—
	金山町	2,007	1,712	85.3%	双葉町	0	0	—
	昭和村	1,229	1,089	88.6%	浪江町	0	966	—
	会津美里町	19,757	16,973	85.9%	葛尾村	0	0	—
	棚倉町	13,657	13,374	97.9%	新地町	8,163	8,106	99.3%
	矢祭町	5,560	5,325	95.8%	飯館村	0	0	—
					計	316,688	288,219	91.0%

注1) 避難指示等により行政区域内集人口を0人で計上した町村(檜葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村)※平成27年国勢調査時点で避難指示区域のため

注2) 避難指示等により現在給水人口を計上できなかった町村(富岡町・双葉町・葛尾村・飯館村)※大熊町は町内専用水道の現在給水人口のみ計上。

注3) 広野町・檜葉町は、避難指示区域外であるが、流動人口が多く、正確な給水人口を算出できないため、0人として計上。

	総人口	総人口	給水人口	普及率
県 総 計	市(13)	1,535,102	1,457,068	94.9%
	町(25)	245,881	226,895	92.3%
	村(13)	70,807	61,324	86.6%
	計(51)	1,851,790	1,745,287	94.2%

全 国	平成30年度	総人口	給水人口	普及率
		126,437,001	123,971,273	98.0%